

# 2024（令和6）年度 事業計画書

社会福祉法人 全国手話研修センター

## 2024（令和6）年度 事業計画

### 第1部 法人事業基本方針

#### 第1章 基本方針

1. 委託費やサービス報酬が物価高騰や人件費の上昇に追いつかず、施設運営は依然として厳しい状況が続いています。今年度も、厚生労働省等の関係行政機関、一般財団法人全日本ろうあ連盟、一般社団法人全国手話通訳問題研究会、一般社団法人日本手話通訳士協会等の関係団体と連携して、法人理念・行動指針、及び5カ年重点事業計画に基づき手話通訳事業等を着実に進めてまいります。また、手話言語法制定の取り組みや、「東京2025デフリンピック」の開催に適切に対応してまいります。
  - (1) 手話通訳士現任研修、手話通訳者現任研修、手話通訳士試験対策についてWEB・オンライン研修を組み合わせることで研修効果の向上に努めます。
  - (2) ろう学校教職員・聴覚障害者関係施設等職員研修等についてもWeb・オンラインによる研修を中心に、一部集合研修を組み合わせる取り組みをします。
  - (3) 2023（令和5）年6月に発行した『手話奉仕員養成テキスト 手話を学ぼう 手話で話そう』全面改訂版を活用して、効果的な講師養成に取り組みます。
  - (4) 厚生労働省から委託された「講師リーダー養成研修」の内、奉仕員講師研修は新しい手話奉仕員養成テキストの指導法を普及するため、全国9会場で実施します。
  - (5) 2018（平成30）年度厚生労働省で予算化された「若年層の手話通訳者養成モデル事業」は、龍谷大学のほか、東北福祉大学、山口県立大学、長崎純心大学、金沢大学、静岡福祉大学、札幌大学の各大学と四国地域を加えて8地域で実施します。
  - (6) 手話通訳者全国統一試験の全都道府県での実施、受験者2,000名をめざして関係団体と連携して取り組みます。
  - (7) 地域の自治会や商店街、学校等の皆さんと連携し実施してきました「京都さがの手話まつり」を開催します。また、21回目となる「さがの映像祭」は隔年で「祭」と「映像制作研修」を開催することとし、今年度は研修に取り組みます。
  - (8) 児童を対象とした「Let's手話！forキッズ」、企業等の職員を対象とした「Let's手話！WEB学習」といったWEB教材の普及に努めます。
  - (9) 2022（令和4）年度厚生労働省委託事業「障害者総合福祉推進事業」として実施した「手話通訳者等の養成カリキュラム検討事業」で策定した養成カリキュラム案を受けて、手話通訳者養成テキストの改訂編集を進めます。
  - (10) 総務省委託事業である「テレビのニュース番組等を担当する手話通訳者

- 養成」について、受託団体である株式会社アステムと連携して取り組みます。
- (11) 手話言語研究所標準手話研究部では、年間 300 語の標準手話の確定・普及を目指します。また、「新しい手話の動画サイト」のリニューアルを進めます。障害者権利条約の全条文の手話翻訳に着手します。WEB 手話辞典の設計（仮称）については、初期段階として研究所関係者がインターネットによる標準手話・地域の手話が検索できるシステムの構築を目指します。
  - (12) 各都道府県聴覚障害者協会や関係団体、公益財団法人一ツ橋総合財団のご協力のもと、全国手話検定試験を円滑に実施します。また、受験料や関係団体の協力のあり方を見直し、事業の維持・発展を図ります。
  - (13) 公益財団法人一ツ橋総合財団及び全国手話研修センター後援会の支援を受け、手話、ろう運動、ろう教育等に関する貴重な資料をデータベース化し、ホームページで公開するなど総合資料館をめざして資料室の充実を図ります。
  - (14) 他機関、他団体と連携して共同研修、共同事業に取り組みます。
2. 施設事業の事業管理委託会社であるアイアンドエフ・ビルディング株式会社と連携を密にし、施設管理と施設運営が安定して行えるように努めます。施設管理では、建設後 38 年が経過し修繕が必要な設備がありますので修繕計画を作成し、優先順位を確定します。その上で、アイアンドエフ・ビルディング株式会社と連携して社会福祉事業において必要な修繕を行います。
  3. 障害者雇用の推進に寄与するため、障害福祉サービス事業の充実に取り組みます。ホテルピナリオや京都テルサの営業状況に適宜対応しながら就労確保を図るとともに、公共施設や福祉施設等の清掃業務受注等に取り組みます。虐待防止委員会を開催し、とも職員（利用者）の人権を擁護し、虐待を生じさせない取り組みを進めます。
  4. 社会貢献事業は、下記により実施します。
    - (1) 2015（平成 27）年度からスタートした生活困窮者自立支援法に基づく亀岡市からの受託事業「亀岡市生活相談支援センター事業」は、生活困窮者の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、生活困窮者の自立を促進します。
    - (2) 社会福祉協議会生活福祉資金等に係る相談業務を行います。（新型コロナ特例貸付フォローアップ相談・支援事業との連携を含む）
  5. 手話言語法制定に向けて全日本ろうあ連盟が提案している「中央センター」のあり方を検討するため、「中央聴覚障害者情報提供施設検討プロジェクト

チーム」を設置します。

6. 「東京 2025 デフリンピック」の市民への理解を促進するため、三菱財団に「デフリンピック資料の収集・保存・公開のプロジェクト」の助成を申請します。プロジェクトの成果は、恒久的に手話言語研究所や手話総合資料室で活用します。

## 第2部 手話事業

### 第1章 各種研修事業

聴覚障害者のニーズや社会の変化などによりよく対応できる手話通訳者等の資質向上を図ります。

また、聴覚障害者関係施設等職員など、聴覚障害者に関わる教育や福祉の専門分野に求められる知識と技術等の向上を図ります。

自宅にいて学習できるWEBを利用した研修へのニーズが大変高いことから、インターネットを活用した研修を積極的に取り入れた研修プログラムの開発に努めます。

1. 専門性向上を目指した手話通訳者・手話通訳士の研修プログラム開発と研修
2. 聴覚障害者関係施設職員、ろう学校教員等、聴覚障害者に関わる人材の育成

#### 第1節 委託事業

1. 手話通訳者・手話通訳士現任研修等事業（厚生労働省委託事業）

- (1) 手話通訳者・手話通訳士現任研修カリキュラム・教材作成委員会

手話通訳者・手話通訳士のための効果的な研修プログラムについて、講義・実技の研修内容を検討し、教材作成を行います。

- (2) 手話通訳士現任研修

自己学習と集団学習の場を提供します。講義、実技共にオンライン研修として実施します。

#### 第2節 自主事業

1. 各種研修会の開催

- (1) 手話通訳士試験対策研修

2024年度も多くの方のニーズにこたえるため、講義、実技共にオンライン研修として実施します。日本手話通訳士協会とタイアップし、個別指導の実技研修を実施します。

- (2) 手話通訳者現任研修

2024年度も多くの方のニーズにこたえるため、講義、実技共にオンライン研修として実施します。手話通訳者のための日本語研修も含めて実施します。

- (3) 聴覚障害者関係施設等職員研修

聴覚障害者情報提供施設や聴覚障害者関係施設、団体等の職員研修を実施します。

- (4) 聾学校等教職員に対する手話研修

聾学校等、教職員を対象にした手話研修を実施します。

- (5) その他、必要に応じて研修および学習会などを開催

### 第2章 人材養成事業

手話通訳者等を養成する講師の質の向上をめざした研修を実施します。

#### 第1節 委託事業

1. 手話奉仕員・手話通訳者養成担当講師連続講座（厚生労働省委託事業）

研修センターが編集・発行したテキストに基づき、実技編及び講義編の養成担当講師連続講座を開催します。手話奉仕員養成については、2023年度発行の改訂テキストの内容に基づいた講師養成を実施します。

①手話奉仕員養成	(3か所)	集合研修	二日間×5回
②手話通訳者養成Ⅰ	(1か所)	集合研修	二日間×6回
③手話通訳者養成Ⅱ	(1か所)	集合研修	二日間×6回
④手話通訳者養成Ⅲ	(1か所)	集合研修	二日間×4回
⑤手話奉仕員養成	講義編	WEB研修	
⑥手話通訳者養成	講義編	WEB研修	

## 2. 講師リーダー養成研修事業

手話奉仕員および手話通訳者養成講師団のリーダー養成を目的に、全国9ブロックにおいて「講師リーダー養成研修」を実施します。

## 第2節 自主事業

### 1. 手話通訳者全国統一試験

2023（令和5）年度は、46都道府県5政令指定都市で実施されました。

2024（令和6）年度は、全都道府県で実施できるよう引き続き調整します。

(1)「全国統一試験」試験委員会の開催

(2)「全国統一試験」の実施 実施日：2024年12月7日（土）

(3)「手話通訳者全国統一試験をめざす人たちの学習教材24」の発行

### 2. 講師派遣及び研修の受託

手話奉仕員・手話通訳者養成講師研修のための講師派遣を行います。

### 3. 講師登録制度

手話奉仕員養成担当講師連続講座及び手話通訳者養成担当講師連続講座修了者等を対象に講師登録制度の準備を進めます。

## 第3章 若年層の手話通訳者養成モデル事業（厚生労働省委託事業）

### 1. 若年層の手話通訳者養成モデル事業委員会等の開催

### 2. 大学における養成モデル講座の実施

2024年度は、さらに地域を広げ8地域でのモデル講座を実施します。

（新規：北海道 札幌大学）

龍谷大学での先行経験を活かして、連携を取りながら進めていきます。

## 第4章 手話普及等関連事業

コミュニケーションバリアフリーの実現を目指し、手話の普及及び開発等に取り組みます。また、文化芸術活動の推進等に努めます。

### 第1節 第21回京都さがの手話まつりの開催

聴覚障害者、手話関係者が集い、交流・親睦を図ることを目的にまつりを開催します。

また、地域住民の手話に対する理解、普及を図ります。

## 第2節 さがの映像祭

映像制作等の知識、技術についてのワークショップを開催します。

## 第3節 施設見学事業

聴覚障害者協会・手話サークル等の施設見学をはじめ、民生・児童委員、社会福祉協議会等の視察研修や修学旅行生等に対する講座、手話メイトによる観光名所案内等、希望に合わせた内容で実施します。

## 第4節 講師派遣

教育機関などに手話の啓発普及に向けた講師調整および講師の派遣を行います。

## 第5節 Let's手話 for キッズ普及

## 第6節 出版事業

『手話ってなんだろう?』等の啓発パンフレットを普及します。

## 第7節 手話奉仕員養成テキスト動画視聴システムの普及

クラウドの維持・管理、カスタマー対応をし、手話奉仕員養成テキスト動画視聴システムを普及します。

## 第5章 手話通訳者養成テキスト開発事業

厚生労働省の改正「手話通訳者養成カリキュラム」に基づき、手話通訳者養成テキストの開発、編集を開始します。

## 第6章 全国障害者スポーツ大会ボランティア養成事業（仮称）

毎年、国民体育大会開催地で開催される全国障害者スポーツ大会のボランティア養成協力内容等について、開催都道府県協会と意見交換をします。

## 第7章 テレビ手話通訳者養成事業

視聴覚障害者への情報提供等の合理的配慮により、テレビ等メディアの情報保障を充実させるため、テレビのニュース番組等が担当できる手話通訳者の養成事業を総務省が予算化し、株式会社アステムに事業委託することになれば協力します。

また、過去6年間のまとめをするため、株式会社アステム及び講師等と協議をします。

## 第3部 全国手話検定試験事業

### 第1章 第19回全国手話検定試験

#### 第1節 会場試験

会場定員を設け、コロナ感染対策を講じて申込者数 8,000 人を目標に、例年どおり下記の(1)～(3)の日程で実施します。

(1)	10月12日(土)	5級	10:00～12:30(予定)
		4級	14:00～16:30(予定)
(2)	10月13日(日)	3級	10:00～12:30(予定)
		2級	14:00～17:00(予定)
(3)	10月19日(土)	準1級	10:00～13:00(予定)
		1級	13:00～17:00(予定)

#### 第2節 団体試験(別日程:10月を除く通年実施)

Zoom-meeting を活用した表現・会話試験(面接形式)を取入れる等気象条件に左右されない実施方法も併せて提案します。35 団体、申込者数 1,000 人を目標に学校、行政、企業等に案内し実施します。

#### 第3節 インターネット試験(2025年2月実施)

2024 年度で5 回目を迎えるインターネット試験は、申込者数 1,500 人を目標に実施します。安全・安心な試験方法として、手話学習者への一層の周知に努めますが、面接委員拠点としてご協力いただける地域、日程が限定されるため大幅な受験者の増員には対応できないのが現状です。

また、6つの級の受験料を概ね2割程度値上げします。諸物価の高騰により経費増大が見込まれることが主な理由です。合わせて値上げした受験料を財源として、面接委員や要員の謝金額の見直しや、地域への協力金<業務委託費>を増額します。

### 第2章 「Let's手話 Web学習5級編および4級編」

インターネットを活用した5級および4級の学習ツール(web視聴、在宅学習教材)です。広報宣伝の強化を図り、集合研修とのパッケージ方式で売り込む等の工夫を加え、企業や行政機関を中心とした団体および個人の利用者層拡大に努めます。また、在宅でも学べる3級・2級教材の制作準備を進め、受験者への学習支援ができるよう努めます。

### 第3章 受験者のための学習セミナー

受験者および手話学習者を対象とした地域での学習会支援に向けて学習教材を提供し、地域の協力を得てセミナーを実施します。開催会場のない地域(東北や九州ブロック)もあり、実施級も限定されています。前述の第4節の教材等を活用する方法を検討することが課題です。受験者が利用しやすい、試験対策ができるような学習セミナー実施の実現に向けて地域の試験委員会と連携しながら進めるよう努めます。

### 第4章 面接委員研修

全国手話検定試験を実施するために重要な役割を果たす面接委員を養成する研修です。



今年度より原則として研修受講料（登録、更新のための受講の費用）は無料とします。上述の受験料の値上げをこの研修の実施、運営費用に充当する予定です。

またWebを活用した、できるだけ地域のブロック単位での開催をめざします。講師のみなさんのご意見等を伺いながらWeb教材の内容について課題を整理し、よりよい研修ができるよう努めます。

## 第5章 手話学習者への支援の企画

休講している講義中心の「手話のがっこう」を開催方法、内容をかえて実施できないか検討します。

## 第6章 全国手話検定試験関係書籍の発行について

受験者、手話学習者および面接委員などの学習支援として『これで合格！2024 全国手話検定試験 DVD 付き 第18回全国手話検定試験解説集』編集作業を進め、2024（令和6）年6月発行予定です。

また、出版元である中央法規出版（株）より購入者に提供されているWeb視聴版を検は引き続き提供予定です。

## 第7章 委員会、作業部会

事業を円滑に進めるために、委員会および作業部会を開催します。

また、6月の全国ろうあ者大会 in わかやまでの説明会の実施についても検討します。

併せて試験の実施に協力いただく地域試験委員会の皆さまにご参加いただく説明会は、Zoomを活用して例年どおり8月に開催し、情報の共有、連携を図るとともによりよい試験運営ができるよう努めます。

## 第4部 手話言語研究所

### 第1章 委託事業

#### 1. 手話研究・普及等事業（厚生労働省委託事業）

##### （1）標準手話研究部

- ① 厚生労働省委託事業の運営を基本とし、司法分野、教育分野、通信・放送分野（気象関連を含む）、等における手話単語の研究を広げます。
- ② すべての都道府県で、きこえない研究員の配置に努めます。
- ③ 当事者団体や関係団体が実施する手話調査・研究・開発・普及事業については研究員派遣を含むノウハウ提供等に積極的に協力します。
- ④ 標準手話の確定については 300 語の確定を目標とし、標準手話研究部本委員会が最終確定を行います。
  - ・本委員会を年4回実施します。（6月～2月予定）
  - ・全国9班での班会議を年3～9回開催します。（4月～1月予定）
  - ・拡大本委員会を年1回実施します。（2月予定）
  - ・手話単語の確定にあたっては、「新しい手話の動画サイト」にてパブリックコメント募集を年4回実施します。
- ⑤ 本委員会で確定した手話単語の動画を「新しい手話の動画サイト」で公開するとともに、関係団体と連携し普及に努めます。
- ⑥ 「新しい手話の動画サイト」のリニューアルを進めます。
- ⑦ 標準手話研究部9班の班長からなる「班長ネットワーク(仮称)」を充実させ、スムーズに研究活動を行えるようにします。
- ⑧ Web 手話辞典の設計(仮称)：研究所関係者の範囲で、インターネットで標準手話・地域の手話等を検索できるシステム構築を目指します。

##### （2）外国手話研究部

- ① 世界各国の手話および国際手話の収集と研究に努めます。在日しているろう外国人や各種財団等の招聘により来日する海外のろう者に面談し、各国のろう者社会と手話に関する情報を収集します。（年2回予定）
- ② 得られた情報は、研究所サイト内「外国の手話（生活基本語彙・固有名詞）」や「海外のろう者へのインタビュー」で公開します。
- ③ 外国手話研究部の研究テーマは「日本手話語族関連」「来日ろう外国人の生活」を暫定とし、日本手話語族に関連する研究論文を集め、学びます。学習会を含めた研究部会を年4回開催します。
- ④ 『固有名詞手話ガイドブック』（仮称）の編集に向けて、各国の地名や人名に関する手話をとりまとめます。

##### （3）法律等の手話に関する検討委員会

関連する法律の条文を手話で翻訳した動画や解説動画を収録し、「手話で法律」サイトで公開します。障害者権利条約の手話翻訳に3年程かけて取り組みます。

2024年度 第一次 ろう者や手話に関する17条文の手話翻訳

2025年度 第二次 前文および障害者一般に関する14条文の手話翻訳

2026年度 第三次 締結国や委員会間の関係に関する19条文の手話翻訳  
障害者権利条約 翻訳条文一覧

第1次	第1～3、5、6、9、11～14、17、19、21、24、25、30、34条
第2次	前文、第4、7、8、10、15、16、18、20、22、23、26～29条
第3次	第31～33、35～50条

(4) 手話言語研究セミナー

手話言語・手話言語通訳・福祉・教育など各方面からの参加者で意見を交換し、手話言語の研究について理解を深めることを目的に、第23回手話言語研究セミナーを開催します。また、これまでのセミナー記録集をサイトで公開します。

(5) その他

研究員集会を年1回開催します。(2月予定)

2. 全国ろうあ者大会研究分科会「手話言語」(全日本ろうあ連盟委託事業)

「新しい手話検定(全国大会限定)&創作手話コンテスト」を引き続き実施します。

第2章 自主事業

(1) 運営委員会

年3回程度実施し、手話研究・普及等事業の運営について協議を行います。  
自主事業等の研究活動に対する助成金の確保を目指します。

(2) ろう教育研究部

「ろう学校における手話研修のあり方」、「通常の学校に在籍するきこえにくい子どもへの手話、ろう文化の普及」など今後の研究テーマの検討を進め、研究成果を広くろう教育現場に還元する体制を整備します。

(3) 出版事業

研究誌『手話・言語・コミュニケーション』(『手話コミュニケーション研究』改題) No.13を編集・発行します。

(4) 監修・原稿執筆

- ①全日本ろうあ連盟より依頼の『新しい手話』、『日本聴力障害新聞』、『季刊みみ』ほか刊行物の手話イラスト監修、動作文、解説文の執筆を行います。
- ②民間団体その他より手話監修等の依頼があった場合は、内容によっては関係団体と調整し、積極的に協力します。

(5) 取材等の協力

研究所の事業内容などに関する取材対応、問い合わせ対応に努めます。

## 第5部 障害者福祉サービス事業

### 第1章 事業目標

1. 障害者雇用の推進を図るため、障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービス事業（就労継続支援A型事業所）「就労支援センターとも」の充実に努めます。
2. これまで15年間培った技術を生かし、外部施設の清掃業務等自主事業の効率的な運営に努め、とも職員の働く機会を増やし、賃金向上に努めます。また、安定した運営ができるように委託料の見直し等の取り組みに努めます。
3. とも職員の技術研修、施設外就労を充実させ、一般就労につながる支援に努めます。
4. 「特定指定相談支援事業所とも」の相談体制の確立、充実に努めます。

### 第2章 事業計画

#### 第1節 法人からの委託事業

1. 法人発行書籍等の管理・発送業務を実施します。
2. 全国手話検定試験補助業務等 法人事務事業を実施します。

#### 第2節 自主事業

1. アイアンドエフ・ビルデング株式会社からの委託業務  
(1) 2013年8月から施設管理業務を委託した、アイアンドエフ・ビルデング株式会社から、ホテルピナリオ嵯峨嵐山（コミュニティ嵯峨野）における施設内の清掃およびベッドメイキング業務を実施します。
2. サイバーライン株式会社との共同経営  
2015年5月から開始している、京都テルサ内「カフェラウンジ凜」および「うどんダイニング凜」のサービス提供業務を実施します。
3. 清掃部門  
ぶらり嵐山、京都府庁（福利厚生センター、別館）、府庁ゆめこうば（京都府精神保健福祉総合センター及び京都府立京都高等技術専門校）、京都府立視力障害者福祉センター、京都市中京区役所、京都市左京合同福祉センター等の清掃業務を実施します。
4. 書籍管理部門  
一般社団法人全国手話通訳問題研究会の取り扱い書籍等の管理・発送業務を実施します。
5. 物品販売・製作部門  
(1) コミュニティ嵯峨野内の自動販売機の管理を行います。  
(2) 特定非営利活動法人京都ほっとはあとセンターと連携し、各種イベント

への出店、物品製作等に取り組みます。

## 6. 事務管理部門

パソコンを活用した新規事業の開拓に努めます。

### 第3節 障害者指定特定相談事業所の充実

障害者指定特定相談事業所「相談支援事業所とも」は市町村および関係機関と連携を取り、計画的に事業を実施し、充実させます。

### 第4節 京都ほっとはあとセンターとの連携

京都ほっとはあとセンターからの委託内容を見直し、安定した収入が得られるように努めます。

(※京都ほっとはあとセンター：京都府・京都市・府内の授産施設や共同作業所が設立した「京都授産振興センター」を母体とし、障がいのある人たちの自立、社会参加を目的に1995年に発足、2006年に特定非営利活動法人の認可を受けた団体)

## 第6部 社会貢献事業計画

### 第1章 生活困窮者自立相談支援事業の実施（亀岡市委託事業）

1. 対象者：経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人々（要保護者以外の生活困窮者）を対象とします。
2. 事業内容：生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の状態に応じた包括的かつ継続的な相談支援等を実施するとともに、生活困窮者の自立を促進します。
  - (1) 自立相談支援に係る業務
    - ・生活困窮者の把握・相談受付
    - ・アセスメントとプラン（支援計画）の作成
    - ・関係機関および社会資源の活用等
    - ・亀岡市重層的支援体制整備事業への参画
    - ・生活困窮者に対する訪問支援
    - ・支援調整会議の開催および調整
  - (2) 居住確保支援に係る業務
    - ・住居確保給付金に係る業務
  - (3) 就労支援に係る業務
  - (4) 一時生活支援事業に係る業務
  - (5) 家計改善支援事業に係る業務
  - (6) その他
    - ・社会福祉協議会生活福祉資金等に係る相談業務（新型コロナ特例貸付フォローアップ相談・支援事業との連携を含む）
    - ・緊急食料支援に係る業務

## 第7部 法人事業基盤の確立

### 第1章 法人事業推進体制の確立

職員の多様な働き方を支え、経営基盤の安定を図るため、関係団体との連携・交流を深め、事業の共同化等を推進する。また、法人事業の多様化やICTの普及など社会環境の変化に対応できる組織体制の確立を図ります。

#### 第1節 就業規則・諸規程の見直し、整備

#### 第2節 法人事業のPR強化

1. ホームページのタイムリーな情報発信
2. SNSの運用
3. 法人事業パンフレットのリニューアル
4. 福祉の研修情報ネットへ適宜情報アップ
5. 各研修会で研修センター事業の周知、イベントチラシ等の配付。

#### 第3節 パソコン・ネットワークの維持管理

研修センターで使用するパソコン及びネットワーク、事業に関するデータを記録・保管しているパソコンサーバー・クラウド等について、社外のIT専門家と連携し、適切な運用を行い、データの安全管理を図ります。

## 第2章 コミュニティ嵯峨野施設管理

### 第1節 施設事業との連携および大規模修繕

2013年8月から施設管理委託契約を結んでいるアイアンドエフ・ビルディング株式会社と連携を密にして施設事業の経営安定に努め、社会福祉事業において必要な修繕を行う。

<2024年度大規模修繕予定 >

※金額は概算見積

(単位：円/税別)

①	高圧受電設備改修工事 (PAS 設置含)	5,380,000
②	誘導灯 LED 化	3,420,000
③	ポンプ劣化	1,782,000
④	リモート制御盤モジュール修繕	1,700,000
⑤	自動ドア劣化	704,000
⑥	非常用電源触媒栓発電機・蓄電池	619,000
⑦	スタジオ排気ファン	353,000
⑧	消防設備感知器等	251,800
⑨	スタジオ排気窓	155,000

### 第2節 ギャラリーの活用

聴覚障害者、関係者および京都府市民等の個人、グループの文化芸術活動を支援しギャラリー展示を活用することで手話の普及、障害者の文化芸術活動を推進します。  
また、聴覚障害者支援施設の利用者の作品展示を呼びかけます。

### 第3節 書籍コーナー（1階）の販売促進

1. 商品陳列の管理
2. 新刊情報・売れ筋紹介等の掲示

## 第3章 公的助成金の確保

事業運営に必要な経費について、法人収支の改善を図るとともに、公的助成金・補助金等の財源確保に努めます。

## 第4章 備品・機器の整備と運用

必要な備品については、順次最新の機器の導入・整備を図ります。

1. 事務所業務における情報処理機器および周辺機器

## 第5章 職員の資質向上と健康管理

### 第1節 職員の質と知識の向上

1. 全職員対象の社内講演・研修
2. 外部研修会への参加促進  
キャリアパス研修の受講、専門研修の受講、資格取得の奨励

### 第2節 職員の健康管理

1. 定期健康診断、頸肩腕腰痛検診、VDT 検診の実施。
2. ストレスチェック検診の実施
3. 衛生活動の推進（衛生委員会の開催および情報の提供、産業医の活用）

## 第8部 その他の受託事業

### 第1章 全国手話研修センター後援会事務の受託

#### 第1節 会員関係事務

1. 後援会会計の適正執行  
会費の納入管理及び経理規程を厳守した予算執行  
前期監査、年間監査の実施

#### 第2節 後援会の機関会議開催

1. 運営委員会、幹事会、三役会議の開催
2. 後援会役員と法人役員との懇談会の開催

#### 第3節 広報

後援会ホームページの運営およびリーフレット普及、後援会活動のプレゼン資料活用

### 第2章 手話資料保存事業

手話総合資料室では、公益財団法人一ツ橋総合財団と全国手話研修センター後援会の支援を受け、ろう者の生活、ろう教育、ろうあ運動、手話言語関連の書籍、雑誌、文書、動画など貴重な資料の収集を継続し、順次デジタル化したものを可能な範囲で WEB サイトに公開していきます。